

# 石川県公報

平成 24 年 9 月 11 日

第 1 2 5 2 6 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

## 目 次

告 示		目 次		
救急診療所の認定	(医療対策課)	1	県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	3
漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課)	1	県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	3
公 告			県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	2	監 査 委 員	
土地改良区の解散公告	(経営対策課)	2	定期監査結果公表	4
選挙管理委員会			定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5
県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数		3		

## 告 示

### 石川県告示第414号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成24年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
森 下 整 形 外 科 医 院	金沢市矢木1丁目96番地	平成24年9月2日	平成27年9月1日

### 石川県告示第415号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成24年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### ななか第1加入区

##### (1) 発起人の住所及び氏名

七尾市庵町△部75番地 岸端定置網組合 代表 一瀬 保夫  
七尾市庵町ア部108番地 白鳥定置網組合 代表 三山 博嗣

##### (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区（大泊町、東浜町、黒崎町、庵町、江泊町、大野木町、鵜浦町、能登島二穴町、能登島佐波町、能登島向田町、能登島曲町、能登島須首町、能登島半浦町、能登島無関町、能登島閨町、能登島南町、能登島通町、能登島久木町及び能登島田尻町の区域に限る。）

##### (3) 区分

大型定置漁業

##### (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成24年8月13日

---

**公 告**

---

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマN E W金沢駅西店

金沢市駅西新町三丁目1201ほか

## 2 変更しようとする事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 159台

(変更後) 100台

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 40立方メートル

(変更後) 40立方メートル

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7箇所

(変更後) 5箇所

## 3 変更する年月日

平成24年9月28日 廃棄物等の保管施設の位置の変更

平成25年5月4日 駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

## 4 変更する理由

店舗営業計画の見直しにより、店舗敷地から離れた駐車場Cの利用を取りやめることとし、駐車台数を変更し、及び駐車場C敷地内の廃棄物等保管施設の位置を変更することとしたため。

## 5 届出年月日

平成24年9月3日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

平成24年9月11日から平成25年1月11日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年1月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

土地改良区の解散公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成24年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

土 地 改 良 区 の 名 称	解 散 年 月 日
輪 島 国 営 農 地 開 発 土 地 改 良 区	平 成 24 年 9 月 5 日

## 選 挙 管 理 委 員 会

### 石川県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,884人

### 石川県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,032人

### 石川県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,110人
七 尾 市 選 挙 区	16,147人
小 松 市 選 挙 区	29,022人
輪 島 市 選 挙 区	8,762人
珠 洲 市 選 挙 区	4,907人
加 賀 市 選 挙 区	19,946人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,635人
か ほ く 市 選 挙 区	9,365人
白 山 市 選 挙 区	30,155人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,361人
野 々 市 市 選 挙 区	12,756人
河 北 郡 選 挙 区	16,957人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,532人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,332人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,746人

石川県選挙管理委員会告示第53号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,032人

**監 査 委 員**

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年9月11日

石川県監査委員 山 田 省 悟  
 同 盛 本 芳 久  
 同 安 田 慎 一  
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
教育委員会 企画調整室	平成24年8月3日	平成23年度決算	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
庶 務 課	"	"	"
教 職 員 課	"	"	"
ス ポ ー ツ 健 康 課	"	"	"
学 校 指 導 課	"	"	"
生 涯 学 習 課	"	"	"
文 化 財 課 金 沢 城 調 査 研 究 所	"	"	"
議 会 事 務 局	"	"	"
労 働 委 員 会 事 務 局	"	"	"
財 政 課	平成24年8月6日	"	"
秘 書 課	"	"	"
総 務 課	"	"	"
行 政 経 営 課	"	"	"
人 事 課	"	"	"
管 財 課	"	"	"
税 務 課	"	"	"
地 方 課	"	"	"
土 木 部 企 画 調 整 室	平成24年8月7日	"	"
監 理 課	"	"	"
道 路 建 設 課	"	"	"
道 路 整 備 課	"	"	"
河 川 課 大聖寺川ダム統合管理事務所 赤瀬ダム管理事務所 犀川ダム管理事務所 内川ダム管理事務所	"	"	"

港 湾 課	〃	〃	〃
砂 防 課	〃	〃	〃
都 市 計 画 課	〃	〃	〃
営 繕 課	〃	〃	〃
人 事 委 員 会 事 務 局	〃	〃	〃
建 築 住 宅 課	平成24年8月8日	〃	〃
公 園 緑 地 課	〃	〃	〃
競 馬 事 業 局	〃	〃	〃
警 察 本 部	〃	〃	公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない 機関であり、安全運転に万全を期するよう 厳重に注意してください。
生 産 流 通 課	平成24年8月22日	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務 の執行は、おおむね適正に処理されてい ると認める。
農 業 基 盤 課	〃	〃	〃
水 産 課	〃	〃	〃
森 林 管 理 課	〃	〃	〃
農 林 水 産 部 企 画 調 整 室	〃	〃	〃
農 業 政 策 課	〃	〃	〃
農 業 安 全 課	〃	〃	〃
経 営 対 策 課 大 日 川 ダ ム 管 理 事 務 所	〃	〃	〃
奥 能 登 総 合 事 務 所 能 登 北 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー 能 登 北 部 保 健 所	平成24年8月28日	〃	〃
中 能 登 総 合 事 務 所 能 登 中 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー 能 登 中 部 保 健 所 七 尾 児 童 相 談 所	〃	〃	〃
金 沢 県 税 事 務 所	〃	〃	〃
小 松 県 税 事 務 所	平成24年8月29日	〃	〃
農 林 総 合 研 究 セ ン タ ー	〃	〃	公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運転に際しては、安全運転に万 全を期するよう十分注意してください。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年9月11日

石川県監査委員 山 田 省 悟  
同 盛 本 芳 久  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別 紙)

危 第 918 号  
平成24年8月23日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成24年8月1日付け石監査第206号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	危機対策課	公用車を運転する際は、交通関係法令等を遵守し、安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 また、自治研修センターが開催する「自動車運転技術向上研修」を受講することとしております。